

《サービス提供に当たっての留意点》

- ①単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならずに可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることに留意しながら行うこと。
- ②利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。